

# 総務政策常任委員会資料

令和元年12月5日

人事委員会事務局

# 議案第20号

## 職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例

人事委員会事務局

### 1 改正の理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正に伴い、同法を引用している「職員団体の登録に関する条例」の一部改正を行うものである。

### 2 改正の内容

職員団体の登録申請に関する規定（第2条第3項）について、同法の改正により、法律の名称が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められたことによる改正及び条ずれが生じたことによる引用条項の改正を行う。

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| (登録の申請)<br>第2条 [略]<br>2 [略]<br>3 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> （平成14年法律第151号） <u>第3条第1項</u> の規定により（以下略） | (登録の申請)<br>第2条 [略]<br>2 [略]<br>3 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> （平成14年法律第151号） <u>第6条第1項</u> の規定により（以下略） |

### 3 施行期日

条例の公布の日から起算して3月を超えない範囲内において人事委員会規則で定める日から施行する。